

事実認定における経験則と論理則

— 大森勸銀事件に即して —

吉 弘 光 男
宗 岡 嗣 郎

- I はじめに
- II 判決と事件の概要
- III 自白の「真実（真理）性」判断 — 有罪と無罪の分水嶺（以上、本号）
- IV 事実認定と論理則（以下、次号）
- V 検察にとって「論理則・経験則」とは何であったか
- VI 結語

I はじめに

本稿は、1970（昭和45）年10月18日午前1時30分頃、日本勸業銀行（後に、第1銀行、富士銀行、日本興業銀行などと統合・再編されて、現在の「みずほ銀行」となった。以下「勸銀」と略記する）大森支店で発生した住居侵入・強盗殺人事件（以下「本件」もしくは「勸銀事件」と略記する）に則して、事実認定における「論理則・経験則」の「はたらき」について考察する。

<引用判例>①東京地判昭和48・3・22判例集未公開、②東京高判昭和53・10・30判時1038・210、③最決昭和57・3・16判時1038・34

II 判決と事件の概要

(1) 判決

まず本件1・2審の結果を見ておくと、1審は、ほぼ全面的に検察の主

張を認めて、被告人 K を有罪（無期懲役）としたのに対し、2 審は、ほぼ全面的に検察の主張を斥けて、K を逆転無罪とした。そこで、検察は、長文の上告趣意書を提出し、2 審無罪判決の事実認定は「論理の法則及び経験則によって行なわなければならない」という判例によって確立されている刑事裁判の基本原則を逸脱したことを理由に上告した（③53）。

これに対し、最高裁は、上告趣意のいずれも適法な上告理由にあたらな
いとしたが、それでも詳細な職権判断を示して、この上告を棄却した。棄
却理由を簡単にまとめておくと、まず、検察が主張する自白以外の証拠に
ついて、1 審が立脚した「靴跡の鑑定」は被告人と犯行を結びつけるに十
分な証明力はないとした。次に、犯行後の被告人による犯行の「自認」だ
が、それは、「多義的な解釈を容れる余地」があり、「客観的証拠の裏付」
がない限り、信用性を欠くとした（③36以下）。そして、最後に、犯行の
詳細な記述を含む自白調書について、そこに「秘密の暴露」はなく、その
採取過程には「看過し難い変転、動揺」があり¹、その内容にも、客観的
な証拠との符合に疑問があり、その「信憑性」は十分ではないと判断した
（③39以下）。

このように、本件は、1 審の有罪判決を棄却した 2 審無罪判決に「論理
則・経験則」からの逸脱の有無が争われた。そして、検察はきわめて詳細
な上告趣意を書き、しかもそれが公刊されているので、検察庁が理解した
「論理則・経験則」の内容を理解できる。ここに、かなり古い事件だが、
本件を考察対象に取り上げた理由がある。また、検察の理解に対し、当時
の最高裁がどう反応したかを確認できる点、本件を再考察するメリットは
ある。従来、「経験則・論理則」の問題は、それをどの条文に位置づける
かという視点から考察されていたが²、本稿では、「犯罪行為」という実
在的な事実を正確に「認定（すなわち認識）」するために、認定者が従う

1 最高裁は自白の「任意性」については判断せずに「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従ったが（③41）、2 審判決は、自白の「真実（真理）性」を否定しただけでなく、「任意性」についても、詳細な検証の結果（②213-221）、それを否定した（②264）。

2 平田元『刑事訴訟における片面的構成』（成文堂、2017年）70頁以下参照。

べき「カノン」を明確にすることを目的とする³。そのため、必要な限度で、少しだけ論理学（認識論）的な考察にも触れよう。

（２）事件の概要

それでは、早速、事案の概要を見よう。1970年10月18日午後5時25分頃、勸銀大森支店の行員らは、伊豆・熱川温泉への1泊の慰安旅行を終えて、バスで大森支店に到着した。行員らは、通用門・通用口が施錠されておらず、不審に思いながら店内に入った。すると、宿直室横の廊下に、当直行員がパジャマ姿で仰向けに倒れ、その首に電気掃除機のコードが巻かれているのを発見し、所轄の大井警察署に通報した。警察は、強盗殺人事件として、同署に特別捜査本部を設置し、警視庁刑事部長が本部長となって、直ちに捜査を開始した（②211以下）。

ここで、簡潔に、本件の被告人K（逮捕当時21歳）に触れておく。Kは、故郷・新潟県の中学を卒業後、神奈川県鉄工所に集団就職した。しかし、間もなく退職し、帰郷した。その後、窃盗などの非行を繰り返して、中等少年院（新潟少年院）や特別少年院（久里浜少年院）などに収容された。退院した後は、主に陸送業者に勤務し、トラックの運転手として働いた。ところが、1970年8月から、浦和市内のうなぎ屋に店員として勤務した。しかし、同年10月、店の小切手帳などを盗み出して出奔し、その後、友人宅を渡り歩き、10月6日から、少年院で知り合ったMが内妻と暮らす昭島市内の「いずみ荘」に身を寄せていた。なお、Kには、姉と国鉄（現JR）に勤務する兄がいた。そして、郷里の家具商から、姉の夫を保証人とした借金が10万円あり、10月20日が返済期限であった。

Kは、10月12日、1週間も世話になったM夫妻のアパートから「現金・衣類・サンダル・時計などのほか、Mの普通乗用自動車ブルーバード・

3 刑事裁判実務における事実認定は、もともと認識論や論理学と一体であり、すでに1956（昭和31）年という早い段階で、京都地裁の判事であった青木英五郎の『証拠評価の方法』（著作集1巻85頁以下に収録されている）という優れた書物が出版されていた。しかし、それにもかかわらず、刑事裁判実務の実践的な「事実認定」の中で「論理学（認識論）的な視点」が敷衍されることはほとんどなかった。

スリーエスクーペ1台を盗み出し」た。その後、ブルーバードを運転して、各地の友人を訪ね、各地で「盗み」も実行していた。1例を挙げると、本件が発生した10月18日の早朝、Kは、友人Gが住む大田区のアパート「千葉荘」の共用下駄箱に預けていた革短靴を取りに行った⁴。その時、駐車していたGの乗用車がロックされていないことに気づいた。ドアを開けると、ダッシュボードが施錠されていたので、ドライバーで抉じ開けると、ボードの中に、銀行預金通帳や印鑑があった(②212)。盗もうかと思ったが、18日は日曜日だから、翌19日の未明に盗み出して、朝9時に銀行が開店した時に預金を引き出そうと考えた。

そこで、横浜に住む友人S宅に行き、預金の窃取をSと共謀した上で、2人は、翌19日午前2時頃、G車から預金通帳と印鑑を窃取した。ただし、昨日とは異なりG車がロックされていたため、解錠に手間どり、G車の「ウインドガラス」を破損してしまった。こうなると、Gが出勤する時に、自動車の異常に気付き、通帳の盗難が明らかになって、警察に盗難届が出るだろう。Kは、そう考えて、9時にSが預金を引き出すまで、Gを千葉荘の部屋から出さないようにしようと決意した。そこで、東急田園都市線の荏原町駅前にある当該銀行の支店で預金を引き出すことだけを決めて、Sはブルーバードで去り、Kは施錠されていないGの部屋に入った。目覚めたGの気持ちを惹き付けるために、咄嗟に「Sの家のテレビで見た勧銀事件のこと」を想起しながら、勧銀事件は「俺達がやった」と述べて、「銀行の開店時間までGを室内に引き留め」ようとした。実際、午前5時頃に新聞が配達されると、それを見ながら、勧銀事件に関するGの質問に対し、「4～5人でやった」などと答えている(②255以下)。

4 この靴を取りに行った日付も本件争点の1つであった。Kは、公判において、本文での記述のとおり10月18日早朝に靴を取りに行ったと主張した。しかし、事件は午前1時30分だから、その日付が18日早朝だと、Kは無罪である。だから、警察は、逮捕後すぐに、Kが10月12日午前4時頃に「千葉荘」の共用下駄箱の最下段から革短靴を取り出し、18日には、その靴を履いていたとの供述(10月30日付員面調査)を取っていた。Kにとっては、この革短靴を履いていたか否かなど重要な問題でなかったが、警察・検察にとっては、「靴を履いていた」という供述は絶対的な重要性をもっていた。

結局、Gの預金窃取というKの企図は失敗したが⁵、Kはまったく懲りなかった。Kは、その日の内に新たな窃盗を考えて、品川区荏原4丁目「間借り」アパートに住むTを尋ねて1泊した。そして、翌20日、Tが出勤した後、Tの猟銃2丁と実包を盗み出した。Kは、以前、猟銃をほしがっていた湯河原の友人Iのところにこれを持ち込み、10万円の借用方を申し込んだが、所持金がないとIに拒絶された。なお、この日、Kは、郷里の家具商に電話し、「大森の銀行の事件に自分は1枚かんでおり、警察に追われているので、10万円の返済は待ってもらいたい」旨を話している（②257）。そして、しばらく湯河原付近に滞留していたが、10月23日朝、車内ラジオで自分が猟銃の窃盗容疑により指名手配されていることを知り、ブルーバードを温泉旅館の駐車場に乗り捨て、新しい乗用車を盗み、翌24日朝、熱海を出て東京方面に向かった。Kは、途中で、さらに別の車を盗んで乗り継ぎながら、世田谷から北上し、沼田・三国峠を經由して、27日、新潟県中條町の実家に到着したが、ただちに出勤した警察官に猟銃と実包の窃盗容疑で逮捕された（②212）。

（3）捜査と公訴の提起

捜査本部は、通帳・印鑑の盗難届を出したGの証言から、Kを勧銀事件の重要参考人と見ていた。だから、猟銃の窃盗容疑で別件逮捕された27日の深夜、警視庁荏原署に送られ、窃盗容疑につき素直に自白した後、その日の内に勧銀事件の取調べを受けている。もっとも調書は10月30日まで録取されていないが、Kは、強盗殺人の容疑を否認し、アリバイを主張した（②214）。すなわち、10月17日深夜から18日早朝まで、荏原4丁目のTのアパート近くの路上に駐車し、車内で寝ていたと供述している

5 この企図が失敗した理由は、7時40分頃、職場の同僚がGを訪ねて来たことによる。そのため、KとGの力関係がGの方に傾き、Gが出勤するためG車を使う展開になった。Kは、G車の「ウインドガラス」の破損から通帳窃取が発覚することを懼れて、あわててG方から逃走し、荏原町駅付近でSと合流し、横浜に逃げ帰っている。この時の状況に関しては、大森勧銀事件弁護団＋松永憲生『逆転無罪—宿直行員殺し』（現代史出版会、1979年）21頁以下に詳しいので参照されたい。

(②260)。ところが、11月13日になって、Kは、「2人の共犯者と共にやった」と述べて本件犯行を自白し⁶、翌14日に本件容疑で逮捕された。その後、16日に、単独犯だと認め、12月2日には、単独での実行を自白した(②214)。その後、12月4日の検面調書では、凶器に使用した「ヤッパ(注：手製の短刀)」のこと、金庫の前に取り付けられた軸受金具の「六角ボルト」を外したこと、その道具として「ウォーターポンプ・プライヤー」を使ったこと等を自白した。このように、12月1日にヤッパとプライヤーについて自白して以来、12月10日の員面調書でヤッパとプライヤーの最終的な供述調書が作成されて、12月21日、強盗殺人事件として立件された(②217以下)。

公訴事実によると、Kは、「金員を窃取しようと企て、昭和45年10月18日午前1時30分ころ」、日本勧業銀行大森支店に侵入し、宿直勤務中の行員(男性：当時27歳)に発見されたので、「所携の短刀で同人の胸部をめがけて数回突き刺したが、同人に抵抗され逃走することもできず、顔も見られているので、逮捕を免れ、かつ、罪跡を隠滅するためには同人を殺害するほかはないと決意し、同所にあった電気掃除機の被覆電線をとって同人の頸部に巻いて絞めつけ、まもなくその場で同人を窒息死させて殺害した」(②211)という事後強盗殺人の内容であった。

(4) 現場に残された足跡痕と鑑定

以上の叙述からも、この時期のKが勝手気儘な生活をしており、特に、知人や友人から、金銭や財物を平然と盗み私物化する行為の数々には「野

6 Kは、1審公判で、自白した理由を次のように語っていた。第1に、「殴る・すねを蹴る・首を絞める・髪の毛を引っ張って頭を後ろの壁にぶつける・鉛筆を指の間にに入れて両側の指と一緒に握る・机の上に置いている被告人の手をいったん上に持ち上げたうえ、これを机にぶつけるなどの暴行を受けた」ことを挙げる。しかし、それだけではなく、第2に、取調官から「お前が犯人だから、このまま捜査を打ち切っても構わない」とか「お前がこのまま黙っておれば、家族は田舎で何も売ってもらえなくなるし、村八分になる」と言われたことを挙げる。つまり、Kは、誤認逮捕されたわけだが、それでも警察の捜査力を信じており、捜査さえ続けば、「真犯人が判るのではないか」と思っていたと弁解していた。つまり、Kは、捜査の打ち切りをおそれて、自白をしたと述べていた(②215から引用)。

放図」な人物像が見て取れる⁷。しかしながら、他方、Kは、小柄で暴力的なところもなく、知人・友人たちから「好かれている」一面もあった。

たとえば、通帳と印鑑を盗まれたGは、その日の2週間前(10月4日)、Kにより現金7000円とステレオ1台(時価約5万円)を盗まれている(③256)。それ故、普通であれば、KとGは、とても会話が成り立つ関係ではない。しかし、10月18日未明に起こされた後、KとGには、それなりの会話が成立している。また、Mはブルーバードまで盗まれたのだが、後述するとおり、凶器とされた「ヤッパ」の発見をKの弁護人に届け出るなどして、Kを冤罪から救い出そうとしていた。つまり、Kには、知人・友人から避けられる側面があったが、反対に、知人・友人を惹き付ける側面もあったということだろう。

このようなKの人物像から見れば、Kは詐欺・窃盗を重ねるタイプであり、「強盗殺人」を実行する強力犯のタイプではない。それは明白である。しかし、それにもかかわらず、警察や検察がKを本件の犯人だとする「見立て」を維持し続けたのは、第1に、Gのみならず、Kの家族に対してまで勧銀事件への関与を「自認」していたこと、第2に、警視庁科学検査所の巡查部長Hが作成した鑑定書(以下「H鑑定」と記す)に、殺害現場に残された段ボール紙片に印象された靴跡痕がKの革短靴によって印象された靴跡痕と「よく類似するものと認められる」と記載されていたからである⁸。少なくとも、1審では、このH鑑定書が最大の根拠となったことはあきらかだろう。

7 Kは「窃盗、詐欺などを繰り返して少年院に収容される」典型的な不良少年であった。千本健一郎「わたしはなぜ自白したか」朝日ジャーナル1982・4・9号10頁以下参照。

8 ただし、後述するとおり、2審のみならず最高裁もまた、H鑑定は「確度の高いもの」ではなく、「右靴跡が被告人の短靴によるものと断定することは困難」だとした(③37)。

Ⅲ 自白の「真実（真理）性」判断 — 有罪と無罪の分水嶺

さて、この公訴事実は、基本的に、捜査官が作成した膨大な自白「調書に・書かれた・事実」やその他の供述「調書に・書かれた・事実」を取捨選択して作出されている⁹。したがって、ブルーバードや猟銃の窃盗に関する自白がそうであったように、Kが任意に自白し、自白調書が任意に作成されたものだとすれば、本件公判は簡単に結審しただろう。しかし、起訴後も、何故か50日間、Kは代用監獄に勾留され続けた¹⁰。

(1) Kの否認

そして、1971（昭和46）年2月12日に拘置所に移監され、身柄が警察の支配から離れたとき初めて、Kは本件容疑を全面的に否認した。そして、逮捕直後に警察官に告げたアリバイの主張に戻り、捜査段階での自白は取調官の「強制・拷問・脅迫・偽計・不当な誘導」によって「語らされた」ものであり、各自白の内容は「任意の自白ではない」と主張した。つまり、本件自白には、任意性も真実性もないとして、検察官が主張する公訴事実の「真偽」が激しく争われた。

そして、1973（昭和48）年3月27日、28回の公判期日を経て、1審（裁判長：坂本武志）は、検察の主張を全面的に認めて、Kを有罪（無期懲役）とした¹¹。1審判決は未公刊だから、個別的な事実認定の詳細は不明である。しかし、犯行とKを結び付ける証拠は自白しかないのだから、結局のところ、1審は自白の「任意性」および「真実（真実）性」を肯定して、有

9 1審終了段階での本件裁判記録は「約20冊、高さにして約1.5メートルを超える膨大なもの」であった。本件弁護団＋松永・前掲92頁。

10 逮捕された時は荏原警察署の代用監獄であったが、その後、すぐに警視庁に移され、1971年2月11日まで、108日間勾留された。K「代用監獄を体験して」法と民主主義7巻149号29頁以下参照。

11 判決を言渡した後、裁判長は「もしやっていないのであれば仕方ありませんが、もし、やっているのであれば反省して下さい」と発言したということである（小中陽太郎「大森勳銀事件 — 虚構の恐怖」法セミ26巻11号30頁）。自ら有罪の心証を形成した者の発言とは思えぬ「軽さ」である。

罪を認定したことになる。それ以外に、有罪と認定しうる根拠はない。問題は、我国における他の否認事件と同様、自白の任意性や真実性が「どのように」肯定されたのかという点にある。そして、この検証こそが本稿のテーマだが、幸い2審判決では、1審判決の核心部を引用し、Kの自白「調書に・書かれた・事実」が事件現場の「そこに・あった・事実」と一致しないことを綿密に検証している。その結果、2審（裁判長：岡村治信）は、Kの自白を「偽」と認定して、Kに逆転無罪を言い渡した。これに対し、検察は上告したが、最高裁はそれを棄却し、Kの無罪は確定した。

ここでは、以下、5つの「事実認定」をピックアップして、自白「調書に・書かれた・事実」が犯行現場の「そこに・あった・事実」と一致しているか否かという観点から、自白の「真理（真実）性」を検証し、有罪と無罪を分けた1・2審の事実認定（事実の認識）の決定的な相違点を確認しよう。

（2）自白に「秘密の暴露」はあったのか

浜田寿美男は、心理学の観点から、「自白」に由来する多くの誤判例を研究した碩学であるが、自白の真偽を判断する基準として、実務家が常用する「秘密の暴露」を簡潔に定義している。すなわち、「周囲の誰も知らず、被疑者本人だけが知っている秘密が自白において暴露されたとき、それが本当に被疑者の体験であったことを証明する」のである¹²、と。実際、「秘密の暴露」は実務でも多用されているが、後に示すとおり、捜査官がこれを偽装することもあり、十分な注意を要する。

本件でも、後述する5つの自白の中に、検察官は「秘密の暴露」があると指摘した。ここでは、1例だけを挙げるが、1970（昭和45）年12月4日、S検事の取調べで、Kは「金庫のボルトをはずす時、最初のボルト1本は右回しか左回しかわからなかったので、両方やったら左回しであることが分かり、後のボルト3本は左回しにしてはずした」と自白した。

¹² 浜田寿美男『自白の心理学』（岩波新書、2001年）44頁。なお、小林充・植村立郎『刑事事実認定重要判決50選（下）』（立花書房、2009年）305頁以下参照。

検察官は、この自白を得て、翌5日、警視庁科学検査所に「ボルトの頭部に印象されたツール・マーク（引用者補：道具痕）の印象状態について鑑定を求め」たところ、同日付の技術吏員T作成の鑑定書により、「3個のボルトは向かって左回しに、他の1個は向かって左回しおよび右回しの2方向に擦過されている」ことが判明した。こうして12月4日のK自白は「秘密の暴露」と位置づけられた。

そして、1審は、検察官が主張するとおり、本鑑定によって、被告人の供述が事件の客観的な事実と一致することが認められたので、Kの自白を「秘密または秘密性の暴露ないしはこれと近似するもの」だと判示した（②221）。たしかに「秘密の暴露」は自白の「真実（真理）性」を証明する重要なメルクマールである。ただし、これが成立するためには、検察が強調したとおり、Kの自白（注：12月4日の自白）によって、捜査官の知らなかった事実が暴露（明示）される必要がある¹³。

この点、2審では、評価は反転し、この供述の「秘密の暴露」性は否定された。すなわち、金庫室主扉の前に付けられた「かんぬき」を固定するボルト4本に印象された「ツール・マーク」に関して、捜査本部は、12月4日のK自白よりも早く、前記Tに鑑定を依頼し、「1本は右回りに残り3本は左回りに噛んで回されている」との回答を得ていたことが「11月20日付の捜査報告書」に記されていることを指摘した¹⁴。ここから、2審判決は、「遅くとも11月20日」に、捜査本部が当該ボルトのツール・マークについての鑑定結果を知っていたと認定した。つまり、12月4日のS検事へのK自白につき、2審は、それを「秘密の暴露」ではないと判示し、検察の主張を斥けた（②221以下）。

結局、秘密の暴露と言えるためには、あくまでも捜査官に知られていな

13 鹿屋事件最高裁判決は、「あらかじめ捜査官の知らなかった事項で捜査の結果客観的事実であると確認された」ことが必要だと説示している（最判昭和57・1・28判時1029・29）。

14 この捜査報告書は、何故か、「1審の冒頭で弁護人が証拠とすることに異議を述べたため、証拠として法廷に出されなかった」書面であり、1審裁判官は、この事実を知らないまま（知らないが故に）、Kの自白を「秘密の暴露」としたことになる。本件弁護団＋松永・前掲94頁参照。

い「実在的な事実」が「暴露」されなければならない¹⁵。こうして、2審判決では、K 自白に「秘密の暴露」は含まれていないことが明示され、K 自白の「真理（真実）性」は否定された。

（3）臨場感・迫真性ある自白—体験した者でなければ供述できないか

我国の判例には、自白内容が具体的で臨場感のある供述である時、その「自白は措信しうる」と判断する悪しき傾向がある¹⁶。本件1審判決も同様であり、その具体的な自白の例として、たとえば、①「格闘の具体的な状況、特に宿直員の首を電気掃除機のコードで絞めた時、宿直員が被告人の左肩をつかんでいた右手を離して被告人の左胸を押し突き放そうとしたが、かえって首が絞まった」という自白、②その時、「宿直員が『きいー』という声を出した」という自白、③「営業室の柱壁についている電燈のスイッチを小指側手のひらで一度に押して消した」という自白などを挙げていた¹⁷。

しかし、特に否認事件の場合、自白調書は「捜査官が書いた文章」であることを忘れてはならない¹⁸。1審判決は、本当に、この①ないし③の自

15 「秘密の暴露」であるためには、暴露された事実が実在的な事実でなければならない（判例では、前記鹿屋事件の最高裁判決のように、「客観的事実」という言葉が使われることが多い）。したがって、実在性が証明されていない事実、たとえば検察が上告趣意で主張したことだが（③118）、勸銀大森支店の通用門・通用口が「無施錠であったという事実」などは「真犯人なればこそ知り得た事実」とも言えず、「秘密の事実」とも言えないことを確認しておかなければならない。

16 元札幌高裁長官の石井一正も「自白の迫真性」を自白の真実性を判定する根拠としている。石井『刑事事実認定入門』（判例タイムズ、2005年）69頁以下参照。なお、もっとも新しい再審無罪事件の1つである「東近江患者死亡事件」の確定1・2審判決では、まさにこの基準に拠って、被告人の有罪判決を書き、「誤判」に帰着した。吉弘光男／宗岡嗣郎『犯罪の証明なき有罪判決』（九大出版会、2022年）275頁参照。

17 1審判決は、これ以外にも他に5つの自白を挙げているようだが、2審の引用から判断するかぎり、それらは、真犯人でなくても、単純な想像力によって容易に供述できるレベルであり（②224参照）、本稿での検討は省略する。

18 守屋克彦編著『日本国憲法と裁判官』（日本評論社、2010年）は多数の優れた裁判官経験者による共著書だが、そこでは、現行刑訴訟法が前提にしている裁判中心主義の対極にある「調書裁判」という異様な訴訟形態の中で、誤判の原因は、裁判官が捜査官の作成した自白調書に「知らず知らず同調してしまう危険」にあると指摘されている（安原浩「えん罪の原因を探る」守屋・前掲292

供が「実際に現場において体験した者でなければ述べることのできない」自供だと考えたのだろうか。むしろ、2審判決が説示するように、①ないし③の自白内容は、「体験者である真犯人でなくても自由に想像を交えて架空の供述をすることも不可能ではない」し、「また、それだけに、取調官の誘導・暗示の働く余地がある」とも言える部分である。むしろ、率直に言えば、取調官の「創作」の余地すらある部分だろう。

そこで、「①の供述」から検討すれば、この供述内容は、電気掃除機のコードで宿直員の首を絞めようとする瞬間の「格闘状況」として、かなり不自然だろう。実際、Kが宿直員の首の後ろでコードを左手から右手へと持ち換えて、そのコードを右手で前に引き通そうとする時、宿直員の右手が単に「被告人の左肩をつかんでい(る)」という動作は絶対ありえない。これでは、誰が見ても、「格闘になっていない」からである。本当に、Kと宿直員が格闘をしていたのであれば、20センチも身長の高いKの両手が宿直員の首の後ろに廻された時、Kの身体は完全に「伸び切って」いる。これは格闘における致命的な体勢であり、この姿勢から、格闘に勝利することは事実上ありえない。実際、Kがこうしたとすれば、宿直員はKの身体を両手で挟み込み、そのまま持ち上げて、廊下にでも両壁にでも、頭部をコンクリートに叩きつけることができた。宿直員がラグビーの選手であったとすれば、こういう動作は自然に出ただろう¹⁹。「格闘」の実態を考えれば、絞首に関するKの自白「調書に・書かれた・事実」は明らかに「現実ばなれ」した内容だと言わざるをえない(②224)。

次に「②の供述」だが、これは、宿直員の首が絞まった時、彼が発した叫び声である。しかし、別の供述調書を見ると、異なった別様の表現があ

頁参照)。これは目立たない指摘だが、きわめて重要な指摘だと思う。「知らず知らず同調してしまう」という言葉には、日常的な信頼感がベースに含まれている。おそらく具体的な事件や審判から離れたところで形成された「判検交流」の効果が「なにげなく」あらわれているという趣旨だろう。

19 本件弁護団+松永『逆転無罪』はドラマ化され、その「シナリオ」の全文が法学セミナー27巻4号48頁以下に掲載された(以下、本件弁護団+松永「シナリオ」と記す)。それによると、Kは身長160センチ、体重57キロだが、宿直員は身長180センチ、体重75キロであった(法セ27巻4号66頁)。

る。すなわち、「ぐうっ」（12月2日員面）とか「ぎゃー」（12月4日検面）という声、「きえーっ」（12月6日検面）とか「きいー」（12月15日検面）という声等々、表現は一貫せず、むしろ多様である。2審は、Kが真犯人とすれば、首を絞めた時、聴覚が宿直員の「1つ」の特異な音声を「経験」として確実に捉えているはずだから、その音声を表現する供述は「一貫して当然」だと指摘する（②224）。そのとおりだろう。

最後に「③の供述」だが、電燈のスイッチを「一度に押して消した」という供述は捜査の終盤になって初めて供述され（12月4日検面）、スイッチは「4つか5つ並んでいた」が、それを「小指側手掌で一度に押して消した」（12月15日検面）と述べている。しかし、2審判決によれば、当該スイッチ盤は「縦4列・横3列、合計12個のスイッチ」が並び、その配列上、「左から一度にスイッチを押す方法では、点燈されたスイッチ全部を消すことは事実上不可能」だと判示した（②225）。スイッチ盤の詳細は不明だが、各スイッチの配列上、自白のような「消し方」は不可能だという趣旨だろう。

このように、上記①ないし③の自白は、一見したところ「具体的に臨場感がある」かのように描写されている。しかし、子細に事実関係を見つめると、Kの自白「調書に・書かれた・事実」は犯行現場の「そこに・あった・事実」と一致しない。1審の事実認定は、自白調書の言明が臨場感のある表現で描写されていたから、自白「調書に・書かれた・事実」があたかも実在的事実であったかのように、そのまま判決書に「上書き」された（②224）。これに対し、2審の事実認定は、①②の供述内容の場合、その各内容が現場に残された犯行の具体的形態（首に巻かれたコードの態様）と一致していないこと、③の場合も、Kの自白内容がスイッチ盤の具体的な配置形態と一致していないこと等を指摘して、①ないし③の自白の「真理（真実）性」が証明されていないと明記し、1審の認定を斥けた。

（4）自白内容は被害者の創傷と一致しているか

多くの優れた判例が示すことだが、殺人事件の場合、被害者の遺体に残

された傷痕はもっとも重要な証拠の1つである²⁰。この点、本件1審判決は、「Kが、被害者の胸のあたりを数回刺したところ被害者が左手でヤッパを払ったりした」という自白「調書に・書かれた・事実」を取り上げ、これは医師の作成した「被害者の胸部左側下半部に深さ3センチメートルの刺創1個、胸部右側に小切創2個および小切創1個、左手のひら面に小切創2個の各創が存する」旨の「死体検案書」と内容的に一致すると判示している(②228)。

これに対し、2審判決は、「格闘中のことゆえ、真犯人といえども正確な認識・記憶を期待しがたい」ので、自白内容と傷痕は「大筋において」一致することで足りるという「大筋論」に対して²¹、もっとも本質的な実行行為の形態を挙げて、自白内容と現実(傷痕の形態・位置)は一致していないと指摘する。すなわち、凶器である「ヤッパ」の使い方をみると、自白では「刺突」になっているが、死体検案書に拠れば、胸部の2個の刺創の他に、切創が胸部に2個、左右腕部に3個ある。つまり、創傷から推論される実行行為の行為形態と自白内容を比較すると、両者に不一致があると指摘する。12月15日付の検面調書では、「胸のあたりを突き刺せたのは、浅いが3か所くらい」だと供述しているからである(②228)。2審は、さらに、自白調書に切傷の供述がないことに触れ、Kの意識としては「刺突」のつもりであったのかもしれないが、「刺突の方法によって、右のような小切創が生ずるかは甚だ疑問」だと説示した(②229)。この自白内容と創傷の不一致は、犯罪の核心部である実行行為にかかわる点、「大筋そのもの」での「不一致」と言うべき部分である。

さらに、2審判決では、「表面が滑らかで硬固な鈍器または鈍体による

20 再審無罪判決の中で、傷痕が問題となった比較的新しい例として、松橋事件の原判決が依拠し、有罪の根拠となった「押し下げ現象」によっても、遺体に残された傷痕と一致せず、それ故、実在的な傷痕を説明しえないとして、無罪の有力な根拠とした判決がある(熊本地判平成31・3・28判時2481・93)。吉弘／宗岡・前掲6頁以下参照。

21 我国の裁判実務では、この「大筋論」(もしくは「枝葉末節論」)がよく使われる。しかし、優れた裁判官であった下村幸雄が書くように、自白において、真犯人にしか語れない「細部」こそが重要だと指摘する。そのとおりである。下村幸雄『刑事裁判を問う』(勁草書房、1989年)167頁参照。

打撲」（死体検案書）があったことにも注目する。それらは、いずれも「軽傷」だが、右側頭部に3個あり、また、被害者の右腕に、いずれも「軽傷・極めて軽傷」ながら、ほぼ同様の鈍器・鈍体による打撲傷が7個あり、同様の傷1個が右足にもある。検察官はいずれも格闘中に生じた創傷だと主張したようだが、2審判決に拠れば、激しい格闘の跡が見られない殺害現場の「そこに・あった・事実」の状況から、これらの打撲傷を格闘中の傷とすることは不自然である²²。そうすると、2審判決のとおり、「被告人の自白は、被害者の創傷の点に関し、客観的状況に符合しない」という認定になるだろう（②229）。こうして、創傷という事件の核心部分でも、K自白の「真理（真実）性」は証明されたとは言い難い。

（5）自白内容は絞頸の実態と一致しているか

公訴事実が記すとおり、本件被害者の死因は電気掃除機のコードによる絞首であった。そこで、まず1審判決を見ると、「被告人が被害者の首に巻いて絞め殺した電気掃除機のコードの色、形状、巻いた方法、回数、電気掃除機の位置、形状、被害者の倒れた位置関係等についてした供述」は、「直接経験した者でなければ述べられないほど詳細に、右の客観的証拠に符合する供述」であると判示した。しかし、少しの作文技術があれば、「直接経験した者でなければ述べられないほど詳細」な調書は簡単に作出できることは既に述べた。さらに、小柄なKが身体を「伸ばし」て、コードを宿直員の首に巻くことなど、事実上ありえない行為が語られていることも既に述べた。

このことに注意して、自白「調書に・書かれた・事実」を見ると、絞殺の直前、Kは左横に電気掃除機があるのを発見して、左手で「掃除機の柄に巻くようにしてかけられていたコードを手でつかまえた」と供述している²³。そして、この直後、被告人は「左手でつかんだ掃除機のコード」を

22 打撲傷はほとんど被害者の右側面にあった。このことも、宿直員とKの2名が格闘中の傷とするには、やや不自然な傷痕であろう。

23 しかし、この「巻くようにしてかけられていた」という部分について、2審はより正確な認定をしている。2審公判では、用務員が最後に掃除機を使った

「宿直員の首の後ろに持ってきて首の後ろで更に右手で持った。(引用者補：その時) 右手にはヤッパをもっていて、右手でコードを握るのにヤッパがじゃまになるので、ヤッパを床に落とす。(同補：そして、そのまま) 宿直員の首の後ろでコードを右手に持ち、私の体の向きからいうと右に廻して宿直員の首の前を通し、宿直員の首の左の方にもって行って交差させた」と述べている。格闘中の動作を言語的に説明する時、その一瞬一瞬に、不自然な説明が残ることは避けられないが、Kが以上のような「動き」をした時、Kに相対していた宿直員は何をしていたのだろうか。

Kによれば、この時、「宿直員が手で突き放そうとしたので、かえって首が絞まった」ため、宿直員は「きいー」と言ったと供述していた。しかし、この時、コードは宿直員の首の前を「一重」に通った段階でしかなく(したがって、この段階では、まだ首は絞まっていない)、より強く首を絞めるためには、もう一度、右手に持ったコードを宿直員の首の後ろから前に巻かなければならない。つまり、「絞める」より前の段階だから、宿直員がKを「突き放そう」とした時、「かえって首が絞まる」ことはあり得ない。この段階であれば、宿直員がKを突き放そうとすれば、必ずコードが緩み、簡単にKを突き放すことができる。したがって、まさにコードで絞首しようとする時点の説明として、Kの自白「調書に・書かれた・事実」は決定的に不自然である。宿直員がKの自白どおりに殺害されたとはとても考えられない。

そもそも、Kと被害者の身長差を考えれば、現実問題として、自分の肩より20センチ上にある宿直員の首にコードを巻きつけることは非常に困難だろう。Kの自白は、行内の「廊下の壁に宿直員を押しつける」ところから始まり、コードを首に「三重」に巻いて絞首し、宿直員が「廊下の出入口のほうに向けて仰向けに倒れた」ところまで、その攻撃行為はすべて

時、コードを「コード掛けに上下に輪掛けしたうえ」で、その「最後の部分はたらんとするので横に2～3回巻き先端の差し込み部分(引用者注：プラグの部分)は巻き付けたコードの間に挟み込む(11月25日付員面)ようにしたと証言していることを挙げ、被告人の「自供内容にある所為だけでもってしては、これは事実上不可能といわざるを得ない」と指摘し、それ故、自白内容は「偽」だとされている(②232)。

「現実と一致しない」し、宿直員の防衛行為もすべて「現実と一致しない」。本件自白「調書に・書かれた・事実」は、すべて捜査官が頭の中で考え出した「空想」であり、K が法廷で主張したとおり、警察官に強要されて語られた捜査官の空想的な「ストーリー」にすぎない。

実際、捜査を尽したはずの警察官は、2 審の公判廷において、死体に残された絞首の形態を再現できなかった²⁴。これは決定的な事実である。実況見分調書には、遺体の写真が添付されており、また、「かたわな結び」と称されるコードの「結び方」の部分も、実況見分調書の作成者が正確に図示し、「被害者の頸部の電気コードの結束情況」と題した書面を添付している。しかも、1970（昭和45）年12月18日、捜査の最終段階で、勸銀大森支店を使って、その中で、K はコードを首に巻いて結束する行動を自白どおりに実演している（はずである）。しかし、公判廷での K の実演内容は、弁護団によると、実況見分調書に図示された「被害者の頸部の電気コードの結束情況」とは「似ても似つかない」ものであった²⁵。つまり K は「どのように」絞首したのか知らなかった。捜査本部の警察官や検察官は、当然そのことを確認しているはずだが、K がコードを結束できなかったにもかかわらず、検察は本件を立件した。警視庁の捜査と同様、東京地検の立件もまた、出鱈目な立件であったと言う以外ないだろう。

（6）「ヤッパ」は本件凶器なのか

1 審判決によると、K が勸銀大森支店に侵入し、宿直員に発見され格闘になった時、K が使用した凶器は「ヤッパ」であった（②242）。しかし、宿直員の遺体に残された創傷（物証）から、このヤッパが凶器であると確

24 この点、前記「シナリオ」では、2 審公判廷のスリリングなシーンが再現されているので、是非、参照されたい。本件弁護団＋松永「シナリオ」法セ27巻4号65頁以下。殺人事件では、殺害方法の確認ほど重要な論点はないはずだが、警察官のみならず検察官もまた、絞首の形態を明確に特定しないまま立件したことが明らかになった。つまり、1 審は、「殺害行為」という肝心な部分を確認しないまま、「直接経験した者でなければ述べられないほど詳細」な自白があったと述べて、有罪判決を言渡した（本件弁護団＋松永・前掲210頁以下）。1 審に関与した裁判官・検察官・弁護人は恥を知るべきであろう。

25 本件弁護団＋松永・前掲215頁。

認されたわけではない。ここは1審最大の問題点と言えるが、1審判決はただKの自白だけを事実認定の根拠とした。しかし、ヤッパに関する自白は、12月1日の員面調書が最初だが、それ以後も、内容は激しく変遷しており、12月10日以降、ようやく供述内容が安定した。12月10日のK自白によると、ヤッパはブルーバードと共にM宅から窃取され、犯行後、ボルトを緩めるために使ったプライヤーと一緒に、品川埠頭の岸壁から20ないし30メートルぐらい沖に投げ捨てたことになった²⁶。しかし、1審公判が始まると、Kは、「ヤッパ1丁を盗んだことはない。したがって、本件発生当時ヤッパを所持していたことはない」(③91)という最初の主張に戻った(②243)。

他方、Mは、現金・衣類・時計から自動車まで盗まれたので、被害のあった10月12日付で直ちに被害届を出している。ただし、そこに、ヤッパは記載されていない。ヤッパは盗まれていなかったからである。ところが、12月14日、3度目の追加届でようやく申告された²⁷。そして、12月19日付の検面調書で、このヤッパは、1970年6月中旬、友人に貰ったこと²⁸、それを当時のアパートの押し入れと柱の間の隙間に差し込んでいたこと、その後の転居の際にも、Mの内妻がこのヤッパをスーツケースに入れて

26 虚偽自白で作出された「凶器」は、最終的な処理に困ると、海や川に捨てさせる。これは警察の「いつもの遣り方」の1つである(八海事件や徳島事件を参照)。その後、警察は潜水夫を潜らせ、水上警察署のランチまで出して、マグネットや底引き網を使って搜索したが、Kが捨てたというヤッパやプライヤーは発見できなかった(②248以下)。

27 この時、「クリーム色ダボシャツ1着と刃物1丁」という申告がなされた。「ダボシャツ」とか手製の「刃物」に経済的な価値はなく、財産犯の被害として、これはきわめて不自然な内容であったが、おそらく警察は、12月10日のK自白を受けて、14日にMに確認を取ったところ、Mがヤッパの盗難に気づいて届を出したというストーリーを考えていたのだろう(③91以下)。だから、これより以後、M夫妻はヤッパの盗難を供述する。要するに、この頃、警察・検察のストーリーが完成したのであり、警察はその内容をKに「語らせた」のである。

28 ヤッパの作成者の警察官調書に拠れば、ヤッパの素材は「金鋸」であり、刃の部分は金鋸をグラインダーで削り、先端部もグラインダーで湾曲させている(「弁護士答弁書：その1」②169以下)。しかし、実際に「金鋸の刃」に触れば誰でもわかることだが(それは極めて薄く柔らかい)、このようなヤッパでは、「刺突」はできないし、「切創」しか与えられないだろう。

運んだこと等を供述した（②243以下）。同様に、Mの内妻も、12月14日付の員面調書で、転居に際してヤッパを黒色スーツケースの底に隠し入れていたが、以後そのままにしていた。ところが、Kが逃げた後、「黒色スーツケースも荒らされていて、ヤッパがなくなっている」ので、「被告人に盗まれたものと思う」（②244以下）などと供述した²⁹。

ところが、2審が始まり、1975（昭和50）年6月6日（第13回公判期日）、Mが証人として出廷し、「被害届を出した刃物（引用者注：「ヤッパ」のこと）が後になって発見されました」と述べ、「盗まれた」という供述が誤っていたことを証言した³⁰。公判調書に拠れば、Mは、ヤッパが立川市の実家の物置から発見されたこと、また、それをダッシュボードに入れていたが、交通違反で逮捕された時、車内にあったヤッパが銃刀法違反とされて没収されたこと、その後、ヤッパは検察庁が廃棄処分にしたが、ヤッパの「上をなぞった図面が残され」たこと等が証言された³¹。

Mの証言によって、2審の「裁判の流れは変わった」と弁護団は回顧する。Kは明確にヤッパの窃取を否認していたし、M夫妻は、ヤッパが「なくなった」ことなど気にもしていなかった。これに対し、警察は、Kに対し「ヤッパを窃取した」と自白させ、M夫妻に対し「ヤッパがなくなっ

29 本件弁護人団によれば、2審第9回公判期日で、Mの内妻はヤッパに関する捜査本部の聞き取り捜査の具体的な内容を次のように証言した。「ヤッパが盗まれていたというのは自分たちから言い出したことではなく、警察から言われたものであること、ヤッパが盗まれたものであるかどうかはわからなかったが、当時、毎日のように警察から『こうではないか、ああではないか』と取調べを受け、警察官の言うとおりにしたこと、引越し前にあったヤッパが引越し後に見当たらなかったのも、警察に言われるままに被害届を出した」と証言している（本件弁護人団＋松永『逆転無罪』115頁以下参照）。2審もMの内妻の「当審証言によると、捜査官の取調がかなり誘導的であったことが窺える」と説示している。要するに、すべては、警視庁と東京地検が作り出したストーリーであった。

30 この時、12月14日に「ヤッパ」の被害届を提出したのは、「警察官が来て、ヤッパについての被害届を出してくれ」と頼まれたので、「自宅で書いたと思います」と証言した（事件弁護団＋松永・前掲125頁）。実際、経済的価値のない「ヤッパ」の盗難を、Mが自発的に申告することは不自然であろう。

31 その具体的な証言内容は、本件弁護人団＋松永・前掲121-130頁に詳しい。弁護団が書くように、このM夫妻の証言によって「控訴審の裁判の流れは変わった」ことが了解しうる。

た」と申告させた。要するに、自白「調書に・書かれた・事実」を実在的な「そこに・あった・事実」との一致によって検証するのではなく、別の調書を作って、「言葉」と「言葉」を一致させることによって、あたかも自白が現実であるかのように擬装するのである。そして、このヤッパで宿直員を傷つけ、宿直員を殺した後、それを「品川埠頭の岸壁から20メートルないし30メートルぐらい沖へ投げ捨てた」(②248)と自白させたのであった。これは、徳島事件や八海事件でも見られたことだが、警察や検察の常套手段である³²。

32 八海事件に関しては、吉弘／宗岡・前掲3頁以下、159頁以下を参照。